砥部のりあいタクシー運行事業実施要綱

令和３年３月 23 日告示第 45 号
改正　令和３年９月 22 日告示第 191 号
改正　令和５年２月２日告示第 15 号
改正　令和５年７月７日告示第 136 号
改正　令和７年２月 19 日告示第 27 号
改正　令和８年５月 19 日告示第 133 号
改正　令和８年８月 12 日告示第 183 号

（趣旨）

第１条　この告示は、町内の交通空白地域・交通不便地域の解消を図るとともに、民間路線バスの利用促進を図り、誰もがどこでも日常生活に必要な公共交通サービスを享受できるまちを目指すため、砥部地区において実施する自動車による乗合運送を行う交通（以下「のりあいタクシー」という。）の運行事業（以下「運行事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の委託）

第２条　運行事業の実施主体は砥部町とし、その全部又は一部を道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第４条の規定による許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に委託して行わせることができる。

（利用対象者）

第３条　のりあいタクシーを利用することができる者は、次のとおりとする。

⑴　砥部町内に住所を有し、町内に居住する者（以下「町民」という。）

⑵　仕事、観光等で本町を訪れた者（以下「来訪者」という。）

（運行区域及び乗降場所）

第４条　のりあいタクシーの運行区域及び乗降場所は、別表１のとおりとする。

（運行範囲）

第５条　運行範囲は、次のとおりとする。

⑴　町民の自宅（付近）又は乗車場所と同一区域内の乗降場所とを結ぶ区間とする。

⑵　来訪者が乗車を希望する場所と同一区域内の乗降場所とを結ぶ区間とする。

⑶　前２号にかかわらず、乗降場所のうち、「砥部町役場」に限り、区域を越えて運行をすることができる。

（運行時間）

第６条　のりあいタクシーの運行時間は、月曜日から土曜日までの午前９時から午後５時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、運行時間を変更することができる。

（運休日）

第７条　のりあいタクシーの運休日は、次のとおりとする。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、臨時に運休することができる。

⑴　日曜日

⑵　国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

⑶　12 月 29 日から翌年１月３日まで

（利用の手続）

第８条　のりあいタクシーを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、電話その他の方法により、町長が運行事業を委託した事業者に申し込まなければならない。また、のりあいタクシーの利用を取消し、又はその内容を変更しようとするときも同様とする。

２　前項に規定するのりあいタクシーの利用、取消し及び変更の申込みの受付時間は、運行日の午前９時から午後４時までとする。

（利用料金）

第９条　利用者は、のりあいタクシーの利用料金として、同一区域内の運行については乗車１回につき１人当たり 200 円とし、運行区域を越えた運行については乗車１回につき１人当たり 800 円を支払わなければならない。ただし、利用者が次の各号に掲げる者である場合の利用料金は、当該各号に定める額とする。

⑴　小学生以下及び障害者手帳所持者　乗車１回につき１人当たり利用料金の半額

⑵　満４歳未満児　無料

（委任）

第 10 条　この告示に定めるもののほか、運行事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年９月 22 日告示第 191 号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部のりあいタクシー運行事業実施要綱の規定は、令和３年９月 13 日から適用する。

附　則（令和５年２月２日告示第 15 号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年７月７日告示第 136 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和７年２月 19 日告示第 27 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和８年５月 19 日告示第 133 号）

この告示は、令和８年 10 月１日から施行する。

附　則（令和８年８月 12 日告示第 183 号）

この告示は、令和８年９月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

運行区域（大字）	乗降場所	
八倉、重光、拾町、麻生、三角、田ノ浦、高尾田、原町、上原町	公共施設	砥部町役場
	バス停留所	高尾田バス停、南ヶ丘団地口バス停、総合運動公園口バス停
	医療機関	砥部病院、八倉医院、小泉小児科、木谷耳鼻咽喉科、101 クリニック、中川内科、柳田医院、かどた内科、よしおか内科、篠崎歯科医院、うえやま歯科クリニック、ちあーず歯科・小児歯科
	商業施設	フジ砥部店、リバーサイドショッピングセンター、Ａコープ城南店、フジ砥部原町店
	タクシー事業者	砥部タクシー本社
川井、七折、大角蔵、宮内、千足	公共施設	砥部町役場
	バス停留所	供養堂バス停、宮内バス停、砥部向南台前バス停
	医療機関	山本クリニック、西村医院、小野歯科医院、鎌井内科、平田歯科医院
	商業施設	エキサイトスーパー田中、ＤＣＭ宮内店、くすりのレデイ砥部宮内店、ディスカウントドラッグコスモス砥部店、木村チェーン砥部店
北川毛、五本松、外山鵜崎、大南、岩谷口、岩谷、大平、川登、万年	公共施設	砥部町役場
	バス停留所	砥部焼伝統産業会館前バス停 砥部向南台前バス停（北川毛のみ対象）
	医療機関	豊島医院、稲田歯科医院
	商業施設	Ａマートとべ店
	タクシー事業者	砥部タクシー大南営業所